

2020年度 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

アクサ生命保険株式会社
代表取締役社長兼CEO 安淵 聖司
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	130,419	保 険 契 約 準 備 金	5,653,477
現 金	0	支 払 備 金	42,760
預 貯 金	130,419	責 任 準 備 金	5,602,603
有 価 証 券	6,807,082	契 約 者 配 当 準 備 金	8,113
国 債	3,600,409	代 理 店 借 借	3,466
地 方 債	1,903	再 保 險 借 借	159,175
社 債	76,267	そ の 他 負 債	1,168,063
株 式	51,325	売 現 先 勘 定	729,929
外 国 証 券	1,721,600	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	142,528
そ の 他 の 証 券	1,355,577	未 払	8,198
貸 付 金	100,422	未 払 費 用	21,349
保 険 約 款 貸 付	69,049	前 受 収 益	15
一 般 貸 付	31,373	預 り 金	62,133
有 形 固 定 資 産	4,701	預 り 保 証 金	112
土 地	2,288	金 融 派 生 商 品	198,783
建 物	2,005	リ ー ス 債 務	94
リ ー ス 資 産	85	資 産 除 去 債 務	1,905
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	322	返 受 金	3,011
無 形 固 定 資 産	41,987	退 職 給 付 引 当 金	41,882
ソ フ ト ウ ェ ア	13,570	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	682
の れ	28,214	特 別 法 上 の 準 備 金	48,465
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	202	価 格 変 動 準 備 金	48,465
代 理 店 貸 貸	5	繰 延 税 金 負 債	19,869
再 保 險 貸 貸	182,057	負 債 の 部 合 計	7,095,083
そ の 他 資 産	204,573	(純 資 産 の 部)	
未 収 金	39,869	資 本 金	85,000
未 払 費 用	4,835	資 本 剰 余 金	7,162
未 収 益	8,309	資 本 準 備 金	3,735
預 託 金	2,828	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,427
金 融 派 生 商 品	111,100	利 益 剰 余 金	88,863
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	37,329	利 益 準 備 金	15,994
仮 払 金	280	そ の 他 利 益 剰 余 金	72,869
そ の 他 の 資 産	19	繰 越 利 益 剰 余 金	72,869
貸 倒 引 当 金	△ 326	株 主 資 本 合 計	181,026
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	121,614
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	73,200
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	194,814
		純 資 産 の 部 合 計	375,840
資 産 の 部 合 計	7,470,924	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,470,924

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券及び「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 有形固定資産の減価償却の方法は次の方法によっております。
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。
5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、債権額から担保等の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保等の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき関連部署が一次資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部署が査定結果を二次査定しています。また、二次査定結果については、監査部署による監査が行われており、それらの結果に基づいて上記の引当を行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法	給付算定式基準
数理計算上の差異の処理年数	主に6年
過去勤務費用の処理年数	主に6年
7. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

9. 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）に従い、一部の株式に対する価格変動リスク及び一部の外貨建資産に対する為替変動リスク並びに一部の国債に対する金利変動リスクのヘッジとして、時価ヘッジを行っております。

保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第26号2021年3月25日）に基づき金利スワップ取引を利用した繰延ヘッジ処理を行っております。

②ヘッジ手段

為替予約・エクイティスワップ・金利スワップ・債券オプション

③ヘッジ対象

国債・国内株式・外貨建外国証券・保険負債

④ヘッジ方針

保有する有価証券の資産価値減少のリスクを回避するため、一部株式についてエクイティスワップを、一部外貨建外国証券について為替予約を、一部国債について金利スワップ及び債券オプションを利用しております。保険契約に係る金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

⑤ヘッジの有効性評価方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号2021年3月25日）に基づき行っている金利スワップ取引を利用した繰延ヘッジ処理については、ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行うことから、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

10. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
11. 支払備金については、保険契約に基づいて支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金、返戻金及びその他の給付金のうち、まだ支払っていない金額を保険業法第117条の規定に基づき、支払備金として積み立てております。このうち、既発生未報告のものについては、保険業法第117条及び施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、大蔵省告示第234号により算出した金額を積み立てております。また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。
12. 責任準備金については、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（1996年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

また、保険契約が再保険に付されている場合は、再保険が付された部分に相当する責任準備金は、保険業法施行規則第71条第1項に基づき、原則として積み立てておりません。

13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

14. のれんは、定額法により20年間で均等償却しております。

15. アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

16. 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

17. 重要な会計上の見積りに関する事項は以下のとおりです。

単一のブローカー価格又は自社で算定した価格を使用している債券の時価

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した額

76,343百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

単一のブローカー価格又は自社で算定した価格を使用している債券は、その他有価証券に区分されており、時価評価については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値により評価しております。

②主要な仮定

当該債券の時価評価に重要な影響を及ぼす仮定には、信用スプレッドが含まれております。当該債券について、取引市場において観察可能な信用スプレッドを取得することは通常困難であることから、時価評価に使用する信用スプレッドについて一定の仮定を設定し、評価額を見積もっております。

③翌事業年度に及ぼす影響

経営者は、当該有価証券の時価評価は合理的であると判断しておりますが、予測不能な前提条件の変化などにより有価証券の評価に関する見積りが変化した場合には、認識される時価評価額が変動する可能性があります。

18. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は以下のとおりです。

(1) 金融商品に対する取組方針

一般勘定の資産運用は、生命保険会社の資産の性格（将来の保険金支払等に備える準備金に対応）に基づき、安全性・収益性・流動性・公共性に十分配慮しながら、中長期的に安定した収益の確保を目指すことを運用の基本方針としております。

また、生命保険会社の負債特性（超長期の金利リスクなど）を考慮し、ALMの観点から主として債券への投資を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、有価証券では、主に国債、外国証券（社債等に投資している円貨建

外国投資信託、外貨建公債、オルタナティブ)、株式に投資しており、「満期保有目的」、「責任準備金対応債券」及び「その他目的」区分で保有しております。貸付金は、保険約款貸付を除く一般貸付の多くはグループ向けとなっており、同一人規制の範囲内で融資を行っております。それぞれ発行体の信用リスク、金利変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。有価証券・貸付金には流動性リスクが存在しますが、資産・負債の統合管理を行う中で、資金調達に係る流動性リスクも含め、総括的に管理しております。

またALMに基づく中長期的経営の健全性の観点から保有資産の安定的かつ効率的な運用を目指し、市場リスクのヘッジを主たる目的として金融派生商品(デリバティブ)取引を利用しております。取組みにあたり、金融派生商品(デリバティブ)の利用目的、各種リスクを厳格に管理し運営することを基本方針としております。

当社の行う金融派生商品(デリバティブ)取引には、主にALMの一環として保有する債券の価格変動を相殺する目的及び保険負債にかかわる金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引があり、ヘッジ会計を適用しております。また、株式の価格変動リスクをヘッジするためエクイティスワップ取引を行っており、ヘッジ会計を適用しております。外国証券の多くは円貨建外国投資信託ですが、一部の外貨建証券には為替変動リスクがあるため、投資時に為替予約取引等を行うことにより当該リスクを回避し、また一部ヘッジ会計を適用しております。

金融派生商品(デリバティブ)取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクとは市場金利の変動、為替相場の変動、有価証券の価格の変動等によって発生する損失に係るリスクであり、信用リスクとは、取引相手先の契約不履行に係るリスクとなります。このうち信用リスクに関しては、金融派生商品(デリバティブ)取引の契約先を中央清算機関(CCP)または国際的に優良な銀行、証券会社に分散し、かつISDAマスター契約に付属するクレジット・フォーム(クレジット・サポート・アネックス(CSA))による担保付取引を利用することにより相手方の契約不履行によるリスクを軽減しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

一般勘定の金融資産に係るリスク管理体制は次のとおりです。リスク管理部門と運用部門を分離して相互牽制が十分に機能する体制とし、リスク管理状況については四半期ごとにI&Aコミッティ及びARCコミッティに報告して経営陣による管理状況の確認及び管理方針の協議を行っております。このほか、リスク管理体制及び管理状況について監査部門がチェックすることとしております。

①信用リスクの管理

当社の資産運用リスク管理規則及び審査・与信管理内規に従い、有価証券及び貸付金の一部について、個別案件ごとの与信審査、同一取引先に対する格付に応じた与信枠の設定・管理、問題債権への対応などを行っております。

金融派生商品(デリバティブ)取引のカウンターパーティリスクに関しては、担保も勘案した取引の時価(再構築コスト)と再構築コストの潜在的リスク(ポテンシャル・エクスポージャー)を対象にカウンターのパーティごとに与信枠を設定して管理を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社の資産運用リスク管理規則及び内規に従い、所定の金利ストレスシナリオ下でも企業価値や会計上の諸指標等が所定の水準を上回るよう、金融資産と保険負債のネットの金利感応度に上限値を設定し、リスク管理部門が月次でモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替リスクは原則として金融派生商品(デリバティブ)取引等によりヘッジすることとし

ております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当社の資産運用リスク管理規則及び内規に従い、所定のストレスシナリオ下でも企業価値や会計上の諸指標等が所定の水準を満たすよう、有価証券のうちオルタナティブ資産や社債等への投資比率に上限値を設定し、リスク管理部門が月次でモニタリングを行っております。

③流動性リスクの管理

当社の資産運用リスク管理規則及び内規に従い、所定のリスクシナリオ下でも資金繰りを確保できるよう、一般勘定で想定される最大のキャッシュアウトフローをまかなえるだけの流動性資産を保持することとしております。また、当社の流動性資金関連内規に従い、保険契約の解約返戻金流出状況等に応じた資金繰りが資金繰り管理部門によりなされていることを、リスク管理部門が検証する体制としております。これらの管理に加え、当社の流動性資金関連内規に従い、資金繰りに関する不測の事態への対応として金融機関等と資金調達のための契約を締結し、定期的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	130,419	130,419	—
有価証券(※1)	6,694,606	6,893,710	199,103
売買目的有価証券	986,998	986,998	—
満期保有目的の債券	1,516,939	1,637,613	120,674
責任準備金対応債券	637,518	715,948	78,429
その他有価証券	3,553,149	3,553,149	—
貸付金	100,272	105,379	5,107
保険約款貸付(※2)	69,049	69,042	—
一般貸付(※2)	31,373	36,337	5,107
貸倒引当金(※3)	△149	—	—
金融派生商品(資産)	111,100	111,100	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,921	5,921	—
ヘッジ会計が適用されているもの	105,178	105,178	—
金融商品等差入担保金	37,329	37,329	—
売現先勘定	729,929	729,929	—
債券貸借取引受入担保金	142,528	142,528	—
金融派生商品(負債)	198,783	198,783	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	12,858	12,858	—
ヘッジ会計が適用されているもの	185,925	185,925	—

(※1) 時価を把握することが極めて困難な有価証券は含まれておりません。

(※2) 差額欄は、貸倒引当金を控除した貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(※3) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

時価の算定方法

① 現金及び預貯金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

② 有価証券

・市場価格のある有価証券

3月末日の市場価格等によっております。

・市場価格のない有価証券

将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが可能な資産はそれらを現在価値に割り引いた価格によっております。

なお、非上場株式、組合出資金等のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。当該時価を把握することが極めて困難な有価証券の当年度末における貸借対照表価額は非上場株式693百万円、組合出資金等111,782百万円であります。

③ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

一般貸付のうち、残存期間が1年超の固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを信用リスクを考慮した割引率により現在価値へ割り引いた価格によっております。

また変動金利貸付については、市場金利の変動が将来発生するキャッシュ・フローに短期間で反映されることから帳簿価額と時価が近似するものと考え当該帳簿価額を時価と見なしております。同様に残存期間が1年以下の貸付金についても市場金利の変動が時価に与える影響が小さいと考えられるため当該帳簿価額を時価と見なしております。

④ 金融派生商品

・為替予約取引の時価については、先物為替相場により算出した理論価格を使用しております。

・スワップ取引及びオプション取引については、取引証券会社等から提示された価格について原則として当社がその妥当性を検証したうえで時価としております。

⑤ 売現先勘定及び債券貸借取引受入担保金

概ね期間1年以内の短期取引であることから金利変動による価格変動は軽微と考え帳簿価額を時価としております。

⑥ 金融商品等差入担保金

差入担保金はすべて現金であるため当該帳簿価額を時価としております。

19. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、132,414百万円であります。

20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は5百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額はなく、延滞債権額は5百万円であります。

なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年 政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月

以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

21. 有形固定資産の減価償却累計額は6,984百万円であります。
22. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は1,027,674百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
23. 関係会社に対する金銭債権の総額は108,580百万円、金銭債務の総額は2,458百万円であります。
24. 繰延税金資産の総額は57,427百万円、繰延税金負債の総額は76,273百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は1,022百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金13,570百万円、危険準備金11,898百万円、退職給付引当金11,727百万円、有価証券の減損5,020百万円、未払費用4,246百万円、IBNR備金3,886百万円、減価償却超過額2,700百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金47,294百万円、繰延ヘッジ利益28,466百万円であります。
当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却2.01%、交際費等永久に損金に算入されない項目0.24%、外国税額控除△0.88%によるものであります。
25. 貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として自動車等があります。
26. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当期首現在高	8,234百万円
当期契約者配当金支払額	4,921百万円
利息による増加等	12百万円
契約者配当準備金繰入額	4,788百万円
当期末現在高	8,113百万円
27. 関係会社への投資金額は、118,151百万円であります。
28. 担保に供されている資産の額は、有価証券869,733百万円であります。また、担保付き債務の額は金融派生商品45,612百万円、消費貸借契約により借り入れている有価証券66,187百万円、売現先勘定729,929百万円であります。
29. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は127百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は124,230百万円であります。
30. 1株当たり純資産額は、48,189円83銭であります。
31. 1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の当年度の残高は21,961百万円であります。
32. 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号）に基づき、資産・負債の金利リスク管理を目的として、利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨選択型）、個人年金保険の一部および、これより転換される特定状態保障一時払終身保険を小区分として設定しております。各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。
責任準備金対応債券の当年度末における貸借対照表計上額は637,518百万円、時価は715,948百万円であります。

33. 売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は、66,187百万円であります。
34. 責任準備金は、修正共同保険式再保険に付した部分に相当する責任準備金147,582百万円を含んでおります。
35. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は9,173百万円であります。
なお、当該負担金は抛出した年度の事業費として処理しております。

36. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。なお、一部の制度については、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度（簡便法を適用した制度を含む）

① 退職給付債務の当期首残高と当期末残高の調整表

当期首における退職給付債務	45,119 百万円
勤務費用	2,339 百万円
利息費用	172 百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△273 百万円
退職給付の支払額	△6,886 百万円
<u>当期末における退職給付債務</u>	<u>40,471 百万円</u>

② 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	206 百万円
年金資産	△53 百万円
	153 百万円
非積立型制度の退職給付債務	40,264 百万円
未認識数理計算上の差異	△168 百万円
未認識過去勤務費用	1,633 百万円
<u>退職給付引当金</u>	<u>41,882 百万円</u>

③ 退職給付に関連する損益

勤務費用	2,339 百万円
利息費用	172 百万円
期待運用収益	△1 百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	1,185 百万円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△642 百万円
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>3,054 百万円</u>

なお、退職給付費用以外に、早期退職制度実施に伴う割増退職金等3,969百万円をその他特別損失として計上しております。

④ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。

割引率	0.87%
長期期待運用収益率	1.25%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、931百万円であります。

37. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当会計年度の年度末から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

38. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2020年度（ 2020年4月1日から 2021年3月31日まで ）損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金	額
経常収益		1,041,882
保険料等収入	654,726	
再保険収入	621,087	
資産運用収益	33,639	
利息及び配当金等収入	374,713	
預り金	93,747	
貸し出し	4	
有価証券の売却益	89,571	
有価証券の売却損	2,861	
有価証券の売却益	246	
有価証券の売却損	1,063	
有価証券の売却益	57,187	
有価証券の売却損	90	
有価証券の売却益	1,406	
有価証券の売却損	14,263	
有価証券の売却益	21	
有価証券の売却損	207,997	
有価証券の売却益	12,441	
有価証券の売却損	1,999	
有価証券の売却益	24	
有価証券の売却損	5,902	
有価証券の売却益	3,834	
有価証券の売却損	681	
経常費用		970,138
保険料等支払	513,616	
年金給付	58,530	
年金給付	81,414	
年金給付	94,425	
年金給付	206,436	
年金給付	3,440	
年金給付	69,369	
年金給付	281,723	
年金給付	281,711	
年金給付	12	
年金給付	23,151	
年金給付	25	
年金給付	15,874	
年金給付	1,093	
年金給付	82	
年金給付	32	
年金給付	6,044	
年金給付	136,414	
年金給付	15,231	
年金給付	20	
年金給付	10,406	
年金給付	4,453	
年金給付	351	
経常利益		71,744

(単位：百万円)

科 目		金 額	
特 別 損 失			6,482
固 定 資 産 等 処 分 損		19	
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		2,493	
そ の 他 特 別 損 失		3,969	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額			4,788
税 引 前 当 期 純 利 益			60,472
法 人 税 及 び 住 民 税			10,313
法 人 税 等 調 整 額			7,376
法 人 税 等 合 計			17,690
当 期 純 利 益			42,782

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書に関する注記

1. 保険料等収入については、初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
再保険収入は、再保険契約に基づき受領する保険金及び配当金等を計上しております。なお、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額等を再保険収入に計上しております。
2. 保険金等支払金については、保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
再保険料は、再保険契約に基づいて支払われる保険料等を計上しております。なお、修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額等を再保険料に計上しております。
3. 関係会社との取引による収益の総額は3,096百万円、費用の総額は2,791百万円であります。
4. 有価証券売却益の内訳は、株式26,868百万円、外国証券19,814百万円、国債等債券10,012百万円、その他492百万円であります。
5. 有価証券売却損の内訳は、外国証券9,476百万円、株式5,086百万円、国債等債券1,310百万円であります。
6. 有価証券評価損の内訳は、外国証券1,064百万円、株式28百万円であります。
7. 支払備金戻入額の計算上、差引かれた出再支払備金戻入額の金額は526百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は8,697百万円であります。
8. 金融派生商品収益には、評価益が27,509百万円含まれております。
9. 1株当たり当期純利益は、5,485円50銭であります。
10. 再保険収入には、1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の増加額14,927百万円を含んでおります。
再保険料には、1996年大蔵省告示第50号第1条第5項に規定する再保険契約に係る未償却出再手数料の減少額14,718百万円を含んでおります。
11. 再保険収入には、修正共同保険式再保険に係る出再保険事業費受入588百万円及び再保険会社からの出再保険責任準備金調整額11,923百万円等を含んでおります。
12. 再保険料には、修正共同保険式再保険に係る再保険会社への出再保険責任準備金移転額等38,856百万円を含んでおります。

13. 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	AXA S. A. (アクサ・エス・アー)	フランス共和国 パリ市	保険子会社等の事業の 支配・管理	(被所有) 間接 98.69	グループ内 投資 債券の購入	受取利息	3,096	外国証券	100,000
								未収収益	507

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) AXA S. A. のグループ内投資債券の購入については、市場金利を勘案して決定しております。

(2) 兄弟会社

種類	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	AXA Mediterranean Holding, S. A. U. (アクサ・メディタレニアン・ホールディング)	スペイン国 バルマ・デ・マヨルカ	保険子会社等の事業の 支配・管理	—	グループ内 投資 債券の購入	受取利息	497	外国証券	122,400
								未収収益	460

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) AXA Mediterranean Holding, S. A. U. のグループ内投資債券の購入については、市場金利を勘案して決定しております。

14. その他特別損失の主な内訳は、早期退職制度実施に伴う割増退職金等3,969百万円であります。

15. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。